研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 6 月 7 日現在

機関番号: 11302 研究種目: 若手研究 研究期間: 2019~2023

課題番号: 19K14057

研究課題名(和文)戦後教育財政法制に関する日米の歴史研究-ナショナル・ミニマム保障の観点から-

研究課題名(英文) Historical research on the postwar education finance legislation in Japan and the United States - from the point of the view of the national minimum standard

研究代表者

宮澤 孝子 (Miyazawa, Takako)

宮城教育大学・大学院教育学研究科高度教職実践専攻・准教授

研究者番号:10836448

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2.600,000円

研究成果の概要(和文): 本研究の目的は、戦前の米国教育財政の理論と制度が、戦後日本の教育財政改革期において受容された過程、および、その後の日本における教育財政制度の展開を、米国教育財政制度の発展との比較を通して明らかにすることにあった。研究期間全体において、COVID-19及び産育休の取得を理由として、1920年代のカリフォルニア州における教育財政改革に関する史料、及び、戦後日本の教育財政改革に携わったGHQ/CIE以外の部局の史料収集のため、米国現地調査を予定していたが、断念せざるを得なかった。しかしながら、国内で遂行可能な史料収集を進めることで、本課題の研究成果を最終年度にまとめることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義 これまで、戦後教育財政改革の評価は、文部省を中心とした中央集権的な改革であったとして批判的に捉えられてきたが、むしろ、戦後教育財政改革は、ナショナルミニマム保障という観点から見た場合に、教育人権保障のための法制度が整えられつつあったという近年の先行研究を、本研究において実証する研究成果を得た。具体的には、戦後教育財政改革に携わったGHQ/CIEのモーガンによる日報及び米国カリフォルニア州における教育財政改革、さらには、教育人権保障を目的とする教育条件整備行政組織の設置経緯を文部省と他省庁との関係において明らかにしたことにより、昨今の脆弱な教育条件整備法制に与える示唆は大きいとみられる。

研究成果の概要(英文): The purpose of this research is to examine the process by which prewar U.S. education finance theory and system were accepted during the postwar Japanese education finance reform period, and the subsequent development of the education finance system in Japan. The aim was to clarify this through comparison. During the entire research period, due to COVID-19 and the taking of maternity leave, historical materials related to educational finance reform in California in the 1920s, as well as historical materials from departments other than GHQ/CIE that were involved in educational finance reform in postwar Japan, were collected. Therefore, we had planned to conduct a field survey in the United States, but we had no choice but to abandon it. However, by proceeding with the collection of historical materials that could be accomplished domestically, we were able to compile the research results for this project in the final year.

研究分野:教育法、教育財政、教育行政

教育財政 教育条件整備 教育条件整備行政組織 戦後教育改革 教育人権保障 文部省調査普及局教育委員会調査統計課 学校制度的基準 キーワード:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

戦後教育財政制度に関する先行研究の評価の分かれ目は、戦後初期に数多く立案された教育財政に関する法案(以下、一連の法案を総称して「戦後教育財政関係法案」とする。)に対する評価そのものにある。戦後教育財政関係法案とは、具体的に「学校基準法案」(学級編制や教職員配置、教育課程、施設設備に関する最低限の基準を定めた法案)および、「学校財政法要綱案」(学校基準法案に掲げられた基準の財政的実現を義務付けた法案)のことを指している。以上の戦後教育財政関係法案は、従来の研究において中央集権的性格をもつ法案であるとみなされ、1949年のシャウプ勧告を契機として、現在に通ずる地方分権型教育財政制度の基礎が確立した、という評価が通説となってきた。一方で、戦後教育財政関係法案はむしろ教育条件のナショナル・ミニマム保障の仕組みをなしていたとする評価が、徐々に注目されつつある。しかしながら、いずれの研究においても、戦後教育財政研究は「戦後」の「日本政府側資料」に素材が限定されてきた。ここに、さらなる分析の余地が残されてきた。

2.研究の目的

本研究は、戦後教育財政改革において、主に米国に由来する教育財政の理論と制度が日本に受容された過程、および、それらが戦後いかにして展開したのかを明らかにすることを目的とした。 具体的には、対日占領政策における戦後日本教育財政改革の構想、そして、その構想がどのように日本に受容されたのかを分析し、その受容過程を明らかにしたのち、集権化から分権化を目指した戦後の日本と、分権化から集権化を目指した米国との間にある、教育のナショナル・ミニマム保障の問題に対する応答の差異を捉えることを試みた。

3.研究の方法

先行研究においては教育財政研究の対象が"戦後"且つ"日本国内"に限定されてきたことに対し、本研究は、歴史においては"戦前と戦後"、分析対象としては"日本と米国"を研究対象とした。

当初の研究計画においては、二つの柱を掲げていた。一つ目は、米国教育財政の日本への受容過程に関わる分析である。具体的には、戦後教育改革期において構想された教育財政関連法制が、それぞれの関係主体によってどのように構想されていたのかを明らかにすることである。その主体とは、第一に文部省、第二に教育刷新審議会、第三に CIE(Civil Information & Education、以下 CIE) および GHQ の各局、第四にモーガン (Walter E. Morgan) およびその他の教育財政担当官、そして第五に極東委員会 (Far Eastern Advisory Commission) である。

これまでの研究において、第一の主体(文部省)と第二の主体(教育刷新審議会)、そして第四の主体(モーガン)による教育財政理論および法制ついては、日本学術振興会研究特別員(DC2)期間中において、各主体の構想を一定程度明らかにすることができていた。したがって本研究においては、これまでその主体の影響は推定されながらも十分に明らかにすることのできなかった、第三の主体(CIE等)と第五の主体(極東委員会)による教育財政法制構想がいかなるものであったのか、さらには、その構想の背景となった理論を明らかにする作業が残されていることとなる。特に、戦後教育改革期において反共政策として方向転換した占領軍(主として米国)と、極東委員会(主として戦勝諸国)との間で、戦後日本の教育をめぐり議論の軋轢が起きたことが推測されるため、極東委員会の分析については本研究における肝要部をなしていた。具体的な素材としては、CIEについてはCIE文書、極東委員会については、Far Eastern Commission Recordsシリーズ(いずれも国会図書館所蔵)を想定した。

柱の二つ目は、米国に由来した日本の教育財政法制のその後の展開に関わる分析である。日本における展開については、これまでの研究の中での衰退過程を描くことができていた。しかしながら、米国において教育財政制度がどのように運用されたのかについては、明らかにすることができていなかった。したがって本研究においては、CIE のモーガンの教育財政構想の背景となったと考えられる、カリフォルニア州の教育財政改革の実態について、その理論と制度、そして、それらの制度運用の仕組みを明らかにする作業が必要とされた。戦後日本の教育財政改革のモデルとされた可能性のある 1920 年代から 40 年代カリフォルニア州の教育財政改革にかかわっては、モーガンのカリフォルニア州教育省勤務時代の教育行政による政策文書、および、教育財政改革に関する資料の収集を行うことが具体的作業として想定されていた。これらの資料は、国内での資料入手の可能性が希薄であったため、政府関係資料が所蔵されているカリフォルニア州立図書館(California State Library)での資料収集の計画を予定し、それまでの間に、カリフォルニア州新聞のデジタルコレクション(California Digital Newspaper Collection)をはじめ、国内でできる限りの情報収集を行うこととした。

4. 研究成果

本研究による大きな成果は次のとおりである。

まず、これまで日本政府側の資料分析に限定されてきた分析手法に対し、占領期文書を用いた日米両国の分析を試み、特に、CIEの教育財政担当官であったモーガンによる日報(Daily Report of Conference)の分析は、先行研究においても扱われてこなかった素材であり、本研究が初めての試みとなった。占領軍側の教育財政改革に対する視点が取り入れられることで、これまで不明確とされていた戦後教育改革期に構想された教育財政関係法案に対する占領軍の考え方、及び、その理論的背景が明らかにされた。

さらに、極東委員会における対日教育行財政政策の考え方に注目したことにより、米国と諸外国間における対日教育行財政政策に対する考え方の差異を明らかにし、極東委員会、GHQ、CIE、文部省、教育刷新審議会のそれぞれの主体間において、政策に対する方向性が一致していなかったことを明らかにした。ここにも、戦後教育財政改革が、他の諸改革と比しても、一筋縄にいかなかったことを明らかにすることにつながった。

最後に、戦後教育財政改革の評価は、文部省を中心とした中央集権的な改革であったとして批判的に捉えられてきたが、むしろ、戦後教育財政改革は、ナショナルミニマム保障という観点から見た場合に、教育人権保障のための法制度が整えられつつあったという近年の先行研究を、本研究において実証する研究成果を得た。具体的には、戦後教育財政改革に携わった GHQ/CIE のモーガンによる日報及び米国カリフォルニア州における教育財政改革、さらには、教育人権保障を目的とする教育条件整備行政組織の設置経緯を文部省と他省庁との関係において明らかにしたことにより、昨今の脆弱な教育条件整備法制に与える示唆は大きいとみられる。

なお、研究期間全体において、COVID-19 及び産育休の取得を理由として、1920 年代のカリフォルニア州における教育財政改革に関する史料、及び、戦後日本の教育財政改革に携わったGHQ/CIE 以外の部局の史料収集のため、米国現地調査を予定していたが、断念せざるを得なかった。しかしながら、国内で遂行可能な史料収集を進めることにより本課題の研究成果を書籍出版というかたちで最終年度にまとめることができたことは、本研究課題を振り返り、今後の研究を見通す上で重要な成果であった。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件)

「一般記論大」 前4件(プラ直読刊論文 サイプラ国际共有 サイプラオープンアプセス サイ	
1.著者名 宮澤孝子	4.巻 50
2 . 論文標題 教育法学における教育条件整備研究の到達点と課題 - 学校制度的基準のための教育条件整備行政組織 -	5.発行年 2021年
3.雑誌名 日本教育法学会年報	6.最初と最後の頁 122-130
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名 宮澤孝子	4.巻 49
2. 論文標題 教育条件整備行政組織の理論と実態に関する史的分析	5 . 発行年 2020年
3.雑誌名 日本教育法学会年報	6.最初と最後の頁 171-172
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名	4 . 巻
宮澤孝子	26
2.論文標題 戦後日本における1920年代米国教育財政論の受容過程の分析、課題別セッション 教育財政制度(史)研究の前進	5.発行年 2019年
2.論文標題 戦後日本における1920年代米国教育財政論の受容過程の分析、課題別セッション 教育財政制度(史)研	5.発行年
2. 論文標題 戦後日本における1920年代米国教育財政論の受容過程の分析、課題別セッション 教育財政制度(史)研究の前進 3.雑誌名	5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁
2 . 論文標題 戦後日本における1920年代米国教育財政論の受容過程の分析、課題別セッション 教育財政制度(史)研究の前進 3 . 雑誌名 教育制度学研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁 159-160 査読の有無
2 . 論文標題 戦後日本における1920年代米国教育財政論の受容過程の分析、課題別セッション 教育財政制度(史)研究の前進 3 . 雑誌名 教育制度学研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁 159-160 査読の有無 無
2 . 論文標題 戦後日本における1920年代米国教育財政論の受容過程の分析、課題別セッション 教育財政制度(史)研究の前進 3 . 雑誌名 教育制度学研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1 . 著者名 宮澤孝子 2 . 論文標題 国内の教育政策研究動向	5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁 159-160 査読の有無 無 国際共著 - 4 . 巻 26 5 . 発行年 2019年
2 . 論文標題 戦後日本における1920年代米国教育財政論の受容過程の分析、課題別セッション 教育財政制度(史)研究の前進 3 . 雑誌名 教育制度学研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス	5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁 159-160 査読の有無 無 国際共著 - 4 . 巻 26 5 . 発行年
2 . 論文標題 戦後日本における1920年代米国教育財政論の受容過程の分析、課題別セッション 教育財政制度(史)研究の前進 3 . 雑誌名 教育制度学研究 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 1 . 著者名 宮澤孝子 2 . 論文標題 国内の教育政策研究動向 3 . 雑誌名 3 . 雑誌名	5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁 159-160 査読の有無 無 国際共著 - 4 . 巻 26 5 . 発行年 2019年 6 . 最初と最後の頁

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)	
1 . 発表者名	
2.発表標題	
教育条件整備行政組織の理論と実態に関する史的分析	
3 . 学会等名	
日本教育法学会	
4 . 発表年 2019年	
〔図書〕 計3件	
1 . 著者名	4.発行年 2023年
2.出版社	5 . 総ページ数
エイデル研究所	236
3 . 書名	
3. 目 福祉国家型教育財政と教育条件整備行政組織 : その理論と法制に関する歴史的研究	
1 . 著者名	4.発行年
「世取山洋介著作集」編集委員会	2024年
2.出版社 旬報社	5 . 総ページ数 1500
3.書名 世取山洋介著作集 全3巻	
1.著者名	4 . 発行年
大家 まゆみ、本田 伊克	2022年
2.出版社	5.総ページ数 208
ナカニシヤ出版	200
3 . 書名	
これからの教職論	

〔産業財産権〕

	そ	m	441	- 1
ı	_	v	1113	J

researchmap 宮澤孝子 https://researchmap.jp/10836448/		
https://researchmap.jp/10836448/		
6 . 研究組織		
氏名		
(ローマ字氏名)	所属研究機関・部局・職	備考
(研究者番号)	(機関番号)	- m
し別の日田りり		

7 . 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
大门则九伯丁国	1다 구기 에 건 1였(天)